

## 公営住宅入居収入基準について

申込世帯の所得から、次の計算式により算定した額が15万8千円以下であることが必要です。ただし、裁量世帯については、収入基準が21万4千円まで緩和されています。

### 【計算式】

$$15万8千円 \geq \frac{(\text{入居申込者の所得} + \text{同居親族の所得}) - \text{公営住宅法施行令で定める控除額}}{1.2}$$

※裁量世帯

$$21万4千円 \geq \frac{(\text{入居申込者の所得} + \text{同居親族の所得}) - \text{公営住宅法施行令で定める控除額}}{1.2}$$

### ●所得とは？

- 給与所得・事業所得・雑所得・不動産所得などで、譲渡所得などの一時的な所得を除きます。(公営住宅法施行令で定められています。)
- 給与所得は、収入ではなく、給与所得控除後の金額です。
- 給与所得には、パートやアルバイトなどによる所得を含みます。
- 公的年金等に係る雑所得も、収入ではなく、控除後の金額です。

### 【公営住宅法施行令で定める控除額一覧】

①同居親族または扶養親族	1人につき38万円
②特定扶養親族 (満16歳以上満23歳未満で所得が38万円以下の方)	1人につき25万円
③老人控除対象配偶者または老人扶養親族	1人につき10万円
④特別障がい者(身体1～2級、精神1級、療育A)	1人につき40万円
⑤障がい者(身体3～6級、精神2～3級、療育B1・B2)	1人につき27万円
⑥寡婦控除 ※所得金額が27万円未満の場合は、その所得金額	1人につき27万円
⑦ひとり親控除 ※所得金額が35万円未満の場合は、その所得金額	1人につき35万円
⑧公営住宅法施行令に基づく給与所得及び年金雑取得の控除 ※所得金額が10万円未満の場合は、その所得金額	1人につき10万円

## ●裁量世帯とは？

次のいずれかに該当する世帯は、**裁量世帯**として、収入基準が21万4千円まで緩和されています。

- ①入居申込者が満60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが満60歳以上の方または18歳未満である世帯
- ②身体障がい者手帳1～4級の交付を受けている方を含む世帯
- ③精神障がい者保健福祉手帳1～2級、または療育手帳A～B2の交付を受けている方を含む世帯
- ④戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等のいずれかに該当する方を含む世帯
- ⑤同居しようとする親族に義務教育修了までの子どもがいる世帯
- ⑥同居しようとする親族に高校生以下の子どもが3人以上いる世帯

## ●給与収入からみる収入基準早見表

給与収入とは、給与・賞与・諸手当等を含めた税込みの年間課税対象総支給額です。

	同居親族及び扶養親族の数					
	0人	1人	2人	3人	4人	5人
一般世帯	2,823,999 円以下	3,367,999 円以下	3,871,999 円以下	4,347,999 円以下	4,823,999 円以下	5,295,999 円以下
裁量世帯	3,763,999 円以下	4,235,999 円以下	4,711,999 円以下	5,187,999 円以下	5,663,999 円以下	6,135,999 円以下

(注) 1. この表は、世帯の中で給与所得者が1人で、算定において公営住宅施行令で定める控除額（前ページ②～⑧）がない場合の早見表です。

2. 世帯の中に給与所得者が2人以上いる場合や、事業所得者等がいる場合などは、この表は該当しません。